

特別養護老人ホームシンフォニー

重要事項説明書

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 禎人会
法人の所在地	北海道函館市中野町74番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 漆寄 照政
電話番号	0138-58-2000

2. ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム シンフォニー
施設の所在地	北海道函館市中野町74番地1
施設長名	齋藤 禎史
電話番号	0138-58-2000
FAX番号	0138-58-1500

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		北海道知事の事業者指定		利用 定数
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	平成15年4月1日	0171400948	100人
居宅	通所介護	平成15年3月20日	0171400948	20人
	訪問介護	平成15年3月20日	0171400948	
	短期入所生活介護	平成15年4月1日	0171400948	10人
居宅介護支援事業		平成15年3月20日	0171400948	

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者が日常生活を営むために必要な居宅及び共用施設をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供いたします。
施設運営の方針	当施設にあつては、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

5. 施設の概要

(1) 施設の構造

敷 地		5,075.88㎡
建物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)
	延べ床面積	5,675.08㎡
	利用定員	100名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
居室	100	1338.855㎡	13.4㎡

(3) 主な設備

種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
食堂・機能回復訓練室	10	901.507㎡	9.015㎡
一般浴室	2	2.448㎡	1.224㎡
中間浴室	3	165.494㎡	55.165㎡
機械浴室	2	55.62㎡	27.81㎡
医務室	1	14.25㎡	14.25㎡

6. 職員体制（主たる職員）

従業員の職種	員数	常勤		非常勤		指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			1名	施設長
生活相談員	2	1	1			1名以上	社会福祉士等
介護職員	64	30	9	19	6	34名以上	介護福祉士等
看護師	7	5	1	1		3名以上	看護師・准看護師
介護支援専門員	2	1	1			1名以上	介護支援専門員
医師	1				1	1名以上	医師
機能訓練指導員	1		1			1名以上	看護師
栄養士	2		2			1名以上	管理栄養士等

※兼務は、併設の短期入所生活介護事業と兼務しているものです。

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護師・・・ご利用者の健康管理や療養上のお世話、及び日常生活上の介護、介助等を行います。

介護支援専門員・・・ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

機能訓練指導員・・・ご利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善、または減退を防止します。

栄養士・・・ご利用者の嚥下状況等に応じて、適切な栄養管理を行います。

7. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付によるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とします。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	670円	740円	815円	886円	955円

医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合	6円/食
重度の要介護状態の者や認知症の入所者が多くを占める施設において 介護福祉士資格を有する職員を基準以上配置している場合	46円/日
介護福祉士資格を有する職員を基準以上配置している場合	18円/日
基準を上回る夜勤職員を配置している場合	18円/日
正看護師が、1名以上配置されている場合	4円/日
看護職員を基準以上配置している場合	8円/日
入院または外泊された場合	246円/日
入所から30日間	30円/日
若年性認知症の入居者の方	120円/日
退所前に特養職員が自宅を訪問し相談援助をした場合	460円/回
退所後に特養職員が自宅を訪問し相談援助をした場合	460円/回
退所時に特養職員が市町村等に情報提供した場合	400円/回
退所前に特養職員が指定居宅介護支援事業所と連携、サービス調整を行なった場合	500円/回（退所後病院等に情報提供は250円/回）
外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	20円（入所した初月一回のみ）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×14.0%
24時間、365日相談・診療。入院を原則受け入れる病院が協力医療機関となり、入居者の情報共有を行う場合	100円/月
新興感染症の発症時等に感染者の診療を行う医療機関と協力・連携を行なった場合。	10円/月
特定の入居者に対し歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行なった場合	90円/月
配置医師緊急時対応加算	
配置医師通常の勤務時間の場合	325円/回
早朝（AM6時～AM8時）の場合	650円/回
深夜（PM10時～AM6時）の場合	1300円/回
看取り介護を行う場合	
死亡日以前31日以上45日以下	72円/日
死亡日以前4日以上30日以下	144円/日
死亡日の前日及び前々日	780円/日
死亡日	1300円/日

食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。食べられないものやアレルギーのある方は、事前にご相談下さい。

(食事時間)	朝食	[8 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0]
	昼食	[1 2 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0]
	夕食	[1 8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0]

① 入浴

寝たきり等で座位のとれない方は、特別浴槽を用いての入浴も可能です。
体調等により入浴できない場合は、タオルで体をお拭きします。

入浴日	月曜日～土曜日（水曜日・土曜日は午前中のみ）		
入浴時間	(午前)	9 : 3 0 ~ 1 1 : 3 0	
	(午後)	1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	

② 排泄

ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能訓練の回復、またはその減退を防止するため日常動作の練習を、ケアプランに基づき実施します。

⑤健康管理

医師による定期往診を週1回行い、健康管理に努めます。

⑥その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦看取り介護

看取り介護については別紙『介護老人福祉施設シンフォニー看取り指針』にのっとり行っていきます。

(2) 介護保険給付外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①居住費

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
880円/日	880円/日	1370円/日	2980円/日

なお、第4段階の方で、1ヶ月滞在された場合には、91,800円/月となります。
また、3段階以下の方で、7日以上連続で入院・外泊された場合、7日以降の居

住費は2980円／日となります。ひと月まるまる入院された場合にはその月は上記のように91800円／月となります。

②食材の提供

第1段階	第2段階	第3段階 a	第3段階b	第4段階
300円／日	390円／日	650円／日	1360円／日	1445円／日

③リース料 テレビリース料・35円／日 冷蔵庫リース料・45円／日
リース料は、原則として外泊・入院中も徴収させていただきます。

④持ち込みによる家電製品

ご利用者またはご家族の希望により、施設内に家電製品(テレビ・冷蔵庫を除く)を持ち込む場合は、1台につき1日40円の電気料金を徴収させていただきます。なお、火災予防のため、電気ストーブはご遠慮させていただきます。

⑤理髪・美容

週1回、理美容師の出張による理美容サービス(調髪、パーマ、顔剃等)をご利用いただきます。

1回あたりの料金 カット 2300円 パーマ 5500円
カラー 5000円 顔剃 1200円
パーマ&毛染め 9000円

⑥私物洗濯

ご利用者の希望により、個別に外部のクリーニング店にお取り次ぎいたします。その際はご利用者の実費負担となります。

⑦貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は別添の「預り金管理要領」のとおりです。

⑧レクリエーション・クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。(参加されるか否かは自由です。)

クラブ活動 利用料金:原則として参加料無料(但し材料費は実費ご負担)
各種行事 利用料金:原則として無料(但し、お花見、観楓会、夏祭り等は実費をご負担いただきます。)

⑨健康管理

ご利用者の感染症の予防対策として、インフルエンザ予防接種を行います。

インフルエンザ予防接種 1回:実費

当施設では行えない処置(透析)や手術、その他症状が著しく変化した場合の治療につきましては、他の医療機関での治療となります。

⑩ご利用者の家族の宿泊

利用料（シーツ及びクリーニング代）	1日	500円
ご家族で食事を注文される場合	朝食	471円
	昼・夕食	各523円

※なお、昼食の注文・キャンセルは10：00までに、朝・夕食の注文・キャンセルは15：00までをお願いいたします。

⑪複写物の交付

ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。
複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（1枚 20円）

⑫日常生活上必要となる諸経費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

生活用品購入の都度：実費

なお、おむつ代及びおむつカバーは介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑬ご利用者の移送にかかる費用

原則として、タクシー等をご利用下さい。

⑭契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

ご利用者の要介護度 料金（1日）	要介護1 6700円	要介護2 7400円	要介護3 8150円	要介護4 8860円	要介護5 9550円
---------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

ホテルコスト（1日）：2980円

ご利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、前回の要介護認定による要介護度に応じた金額と基本食事サービス費及び食材費をご負担いただきます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に内容の変更を変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

⑮その他、ジュース自動販売機を設置しております。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1カ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、サービス提供月の翌月の20日迄に下記の方法によりお支払い下さい。

利用料振り込み	
① 郵便局	記号 19450 番号 5560681 口座名義 社会福祉法人 禎人会
② みちのく銀行 湯川支店	口座番号 普通預金 3403327 口座名義 社会福祉法人 禎人会
③ 北洋銀行 湯川支店	口座番号 普通預金 3515666 口座名義 社会福祉法人 禎人会

上記の口座へ振り込んで頂く他に、自動引き落としも可能となっております。自動引き落としの場合は、郵便局の場合は10円、みちのく銀行の場合は108円が、手数料としてかかります。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、次の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、次の医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、義務づけるものでもありません。)

病院名	診療科目	備考
函館稜北病院	総合診療科	函館市中道2丁目51番1号 Tel 54-3113
吉田眼科	眼科	函館市本通2丁目31番8号 Tel 53-8311

渡辺歯科クリニック	歯科	函館市花園町26番8号 Tel 56-5567
中野デンタルクリニック	歯科	函館市湯川町2丁目15番15号 Tel 59-2311
やなせ皮フ科クリニック	皮膚科	函館市大手町2番3号 Tel 22-7799

8. 事故発生時の対応

- ① ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情申立先

当施設ご利用 相談室	苦情解決責任者 施設長 齋藤 禎史 窓口担当者 石川 明弘・浅野 航 ご利用時間 月曜日から金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 日・祝祭日 休み ご利用方法 Tel 58-2000 Fax 58-1500 上記時間帯に受付、面接又は電話で希望日 時間を調整し実施いたします。 なお施設内には食堂等にご意見箱も備えてありますので お気軽にご相談ください。
函館市保健福祉 部高齢福祉課	函館市東雲町4番13号 Tel 0138-21-3025
函館市福祉サービス 苦情処理委員事務局	函館市東雲町4番13号 Tel 0138-21-3297
国民健康保険 団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 Tel 011-231-5175
第三者委員	原田 俊夫 元石崎町会長 Tel 0138-58-2540

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途の定めにとり対応を行います。			
平常時の訓練 等防災設備	別途に定める「指定介護老人福祉施設シンフォニーの消防計画」にとり年2回、夜間および昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	箇所等	設備名称	箇所等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	8箇所
	避難すべり台	なし	屋内消化栓	25箇所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	85箇所	漏電火災報知器	なし
	ガス漏れ報知器	なし	非常用電源	あり
	補助散水栓	7箇所		
消防計画等	消防署への届出日：平成15年 3月20日 防火責任者：辺見 真嗣 自衛消防組織の構成 緊急連絡網の構成			

11. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪 面会	来訪者は必ずその都度職員に届け出てください。 来訪の際は1階窓口(事務室)にて面会簿のご記入をお願い致します。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さるようお願いいたします。 正面玄関のご使用は8:30～20:00までとなっております。
外出 外泊	外出・外泊の際には必ず届出用紙の提出をお願い致します。 なお、外出、外泊時の事故には十分ご注意願います。
嘱託医以外 の医療機関 への受診	治療上、必要と認められた場合は、他医療機関の受診を受けることができます。
居室・設備・ 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙	特別養護老人ホーム内での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

	また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようお願い致します。
所持品の管理	発火や危険性のある物品の持ち込みは厳禁です。また、紛失の恐れがないよう、持ち物には必ず名前を記入下さい。 ご希望により当施設にお預けいただくもの以外は、ご自身で管理して下さい。(本人管理の紛失に関し、当施設では一切責任を負いかねます。)
現金等の管理	ご希望により当施設にお預けいただくもの以外は、ご自身で管理して下さい。特に金銭の管理にはご注意ください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物持ち込み 及び飼育	施設内でのペットの持ち込みについては必ず抱きかかえる等して決してフロア内に放たないようお願い致します。吠えるペットや上記指示に従わない等、場合によっては持ち込みをお断りさせていただくこともございます。また施設内物品、他入居者、スタッフ等に損害を与えた場合、その損害賠償及び治療費等を請求させていただきます。飼育に関してはお断りさせていただきます。
食品等の 持ち込み	疾病による食物の制限がある方以外は自由となっておりますが、腐敗しやすい食物もございますので、食品を持ち込む場合には、必ず職員に声をかけて下さい。また、疾病により制限されている方は必ず職員の指示をお守り下さい。

1 2. サービスの第三者評価の実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについての、第三者評価は行っていません。

1 3. 虐待の防止のための措置に関する事項

入居者の人権の擁護、虐待の防止等の為に、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 4. 感染症対策のための措置に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練を定期的実施する。